

2014年3月1日 制定

役員旅費規則による旅費支給に関する制限規則

一般社団法人社会情報学会の役員旅費規則（2012年3月4日制定）による旅費支給に関して、本学会の収支の安定化のため、当面の間、その支給額を現行規定の70%に制限することとする。

附則 1. この規則は、2013年12月15日に遡及して施行する。